

庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託  
公募型プロポーザル審査要領

## 1 趣旨

庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託公募型プロポーザルにおける最優秀者及び次点者の選定にあたり、庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に定めるもののほか、評価基準及びその他必要な事項について定めるものとする。

## 2 選定委員会

最優秀者及び次点者の選定は、庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。

## 3 選定方法

本事業の最優秀者の選定のため、第一次審査及び第二次審査を行い、選定委員会の審議により最優秀者1者及び次点者1者を選定する。

### (1) 第一次審査

参加表明書等提出者の中から、提出書類に基づき審査を行い、提案書等提出者（以下、「第二次審査参加者」という。）を選定する。

### (2) 第二次審査

第二次審査参加者の中から、提案内容及びヒアリングに基づき審議を行い、最優秀者及び次点の提案書等を特定する。

## 4 第一次審査

### (1) 審査

参加表明書等提出者から提出された書類に基づき、実施要領「3 参加要件」に定める要件の確認を行うとともに、各参加表明書等提出者の評価点を決定し、第二次審査参加者、3者を選定する。

### (2) 評価項目等

評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
業務実績①	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか。	自治体での同種・類似業務の実績	採点基準による積上げ
業務実績②	同規模自治体の事例はあるか。	サービス提供地域が過疎地域（注1）及び	採点基準による積上げ

		豪雪地帯又は特別豪雪地帯(注2)の自治体での実績	
履行保証力①	企業が長期的に存続できる基盤があるか。	自己資本比率 計算式：(純資産÷総資産)×100	10点
履行保証力②	継続的に利益を上げているか。	過去3年間の売上高営業利益率の推移 計算式：(営業利益÷売上高)×100	10点
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か。	業務従事者数	採点基準による積上げ
合 計			35点

(注1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域

(注2) 豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯又は特別豪雪地帯

※採点方法

業務実績①

採点基準	点数
同種・類似業務の実績が5自治体以上	5点
同種・類似業務の実績が1自治体につき	1点加算

業務実績②

採点基準	点数
サービス提供地域が過疎地域及び豪雪地帯又は特別豪雪地帯の自治体での実績が5自治体以上	5点
サービス提供地域が過疎地域及び豪雪地帯又は特別豪雪地帯の自治体での実績が1自治体につき	1点加算

履行保証力①

採点基準	点数
自己資本比率 40%以上	10点
自己資本比率 30%以上40%未満	8点
自己資本比率 20%以上30%未満	6点
自己資本比率 10%以上20%未満	4点
自己資本比率 10%未満	0点

履行保証力②

採点基準	点数
過去3年の売上高営業利益率の推移が増加	10点
過去3年の売上高営業利益率の推移が横ばい	8点

過去3年の売上高営業利益率の推移が減少	6点
---------------------	----

業務遂行力

採点基準	点数
本業務に従事する人数（再委託業者含まず）5人以上	5点
本業務に従事する人数（再委託業者含まず）1人につき	1点加算

(3) 結果の公表

審査の結果は、参加表明書等提出者に通知する。

5 第二次審査

(1) プレゼンテーション

第二次審査参加者により提出された提案書等について、下記に定める評価基準に従い、書類及び質疑応答の内容により審査を実施する。

プレゼンテーションの順番は、提案書等の受付順とする。

(2) 評価項目及び評価点

選定委員は、提案書等の内容、質疑応答及び提示見積額から評価点を算定する。

評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

	審査基準		配点
業務評価	事業工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業スケジュールが明確かつ妥当性があるか。また、事業の実現可能性があるか。</li> <li>・スケジュールは遂行可能な提案になっているか。</li> </ul>	10点
	システム内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に即したもののか。</li> <li>・管理する側の利便性が良く、扱いやすいものとなっているか。</li> </ul>	10点
	運営管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理の方法や運営方法が具体的かつ町に負担を与えないものとなっているか。</li> <li>・利用状況を管理できる仕様になっているか。</li> <li>・トラブル等の緊急事態が発生した時の対応及び人員体制について明確かつ妥当性があるか。</li> </ul>	10点
	運行事業者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行事業者の負担が少ないものであるか。</li> </ul>	10点
	利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作方法等、利用者が利用しやすい仕様になっているか。</li> </ul>	10点
	利用促進策の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しょうないデマンドの利用促進策は町の状況にあったものになっているか。</li> </ul>	10点

	独自提案	・その他当該事業の目的に資する提案があるか。また、それが実現可能であるか。	10点
提案価格 評価	見積金額の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積は限度内であって妥当か、仕様に見合った額であるか。</li> <li>・町の費用負担が小さくなる仕組みを取り入れているか。</li> </ul> ※評価点＝配点×（最低見積額／見積額） ※小数点以下の点数は切り捨てる。 ※最低見積額とは、参加者中最も低い見積額（消費税を含む）。 ※見積額とは、当該参加者の見積額（消費税を含む）。	30点
合 計			100点

※採点方法

選定委員は、提案に対し上記評価項目について、下記のとおり採点する。なお、提案価格評価以外の項目については、下記に記載以外の採点は認めない。

採点基準	10点満点の場合
特に優れている	10点
優れている	8点
普通	6点
やや不十分	4点
不十分	2点
評価不能	0点

6 最優秀者及び次点者の特定

- (1) 第二次審査において評価点の合計が最も高い者を最優秀者、次に点数の高い者を次点者として特定する。
- (2) 評価点と同点の場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。
- (3) 審査の結果は、第二次審査参加者に対し電子メール又は郵送により通知するとともに、町のホームページで公表する。